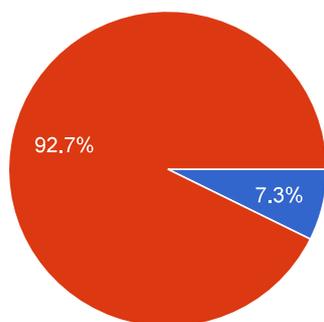


適正化メーリングリストNo.04 【解答】

7月の質問についての解答とポイントを解説します。

1日の拘束時間は原則13時間以内とされているが、最大16時間まで延ばすことが出来る。それはどのくらいか？



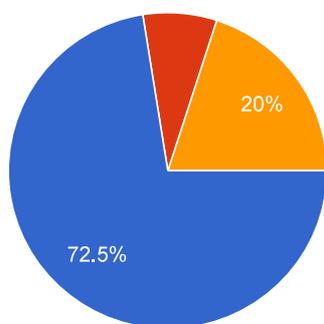
- 15時間を超えられるのは、2週間に1回まで
- 15時間を超えられるのは、1週間に2回まで
- 16時間を超えなければ何回でもよい

1日の最大拘束時間は16時間が限度ですが、15時間と超えられるのは1週間に2回までになります。

15時間週2回までは次の項目のダブルカウントも含まれますので1週間全体の拘束時間を意識する必要があります。

片道で拘束時間が15時間以上となる運行は、週1回にするか復路を1泊増やす等の工夫が必要です。

運転者の1日とは始業から連続する24時間である。仮に1日目が午前6時に始業して午後6時に終業した。2日目午前3時に始業したとしたら、ダブルカウントは1日目に何時間かかるか？

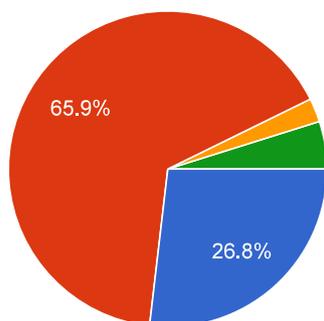


- 3時間
- 9時間
- ダブルカウントなし

1日の拘束時間は始業開始から24時間なので、前日より早い時刻に始業した場合は、その時差分がダブルカウントとなります。

ダブルカウントによる拘束時間超過を防止するためには休息期間を8時間以上とることが重要なので、終業時に翌日の始業時刻を点呼執行者及び運転者の双方で確認することをおすすめします。

先般、秋田県内の事業者の飲酒運転事故がありました。これについて運転者に対して何かしましたか？ 該当するものにチェックしてください。



- 周知のみした。
- 指導、教育で取り上げた。
- 特に何もしていない。
- その他（事故を知らなかった等...）

飲酒運転防止の指導教育は必ずしなければなりません。会社側で「絶対に飲酒運転をさせない」という姿勢が全従業員

（運転者）に伝わるような体制をとることも大切だと思います。

- ・アルコール検知器を記録が残る(映像が残る)物を使用する
- ・乗務前点呼で前日の飲酒状況の確認等を行う(普段の飲酒状況を把握しておく)